

山形市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、この要綱において定めるもののほか、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」の別紙。以下「厚労省通知」という。）において使用する用語の例による。

(総合事業の内容)

第3条 市長は、総合事業として、次の各号に掲げる事業を行うものとし、当該事業の詳細については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 第1号事業 次に掲げる事業

ア 訪問型サービス（次の（ア）から（オ）までに掲げる訪問型サービスにより提供されるものに限る。以下同じ。）

(ア) 従前相当サービス

- a 訪問型サービス（従前相当）（省令第140条の63の6第1号に該当するものとして市長が別に定める基準に基づく訪問型サービスをいう。以下同じ。）
- b 共生型訪問型サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障がい福祉サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者（別表第1において「指定居宅介護事業者」という。）又は重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。）に係る指定障がい福祉サービス（同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）の事業を行う者（別表第1に

において「指定重度訪問介護事業者」という。)が提供する訪問型サービス(従前相当)をいう。以下同じ。)

(イ) 訪問型サービスA(省令第140条の63の6第2号に該当する訪問型サービスとして市長が別に定める基準に基づくものをいう。以下同じ。)

(ウ) 訪問型サービスB(利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、NPO法人、ボランティア等が掃除、買い物、調理等の生活支援を実施する訪問型サービスをいう。以下同じ。)

(エ) 訪問型サービスC(保健・医療の専門職によりa又はbのプログラムを提供する訪問型サービスで、3か月から6か月までの短期間で行われるものをいう。以下同じ。)

a 運動改善プログラム

b 栄養改善プログラム

(オ) 訪問型サービスD(通院等の外出をする場合の移送前後の付添支援並びにイ(ウ)に規定する通所型サービスB及び次号に規定する一般介護予防事業を行うものとは別の主体が当該事業における移送を実施する訪問型サービスをいう。以下同じ。)

イ 通所型サービス(次の(ア)から(エ)までに掲げる通所型サービスにより提供されるものに限る。以下同じ。)

(ア) 従前相当サービス

a 通所型サービス(従前相当)(省令第140条の63の6第1号に該当するものとして市長が別に定める基準に基づく通所型サービスをいう。以下同じ。)

b 共生型通所型サービス(指定障がい福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者(別表第1において「指定生活介護事業者」という。)、指定障がい福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者、指定障がい福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者(別表第1においてこれらを「指定自立訓練事業者」と総称する。)、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者(別表第1において「指

定児童発達支援事業者」という。)又は指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者(別表第1において「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が提供する通所型サービス(従前相当)をいう。以下同じ。)

(イ) 通所型サービスA(省令第140条の63の6第2号に該当する通所型サービスとして市長が別に定める基準に基づくものをいう。以下同じ。)

(ウ) 通所型サービスB(利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、NPO法人やボランティア等が利用者の心身機能の維持回復を目的として運動、レクリエーション、交流等を実施する通所型サービスをいう。以下同じ。)

(エ) 通所型サービスC(保健・医療の専門職により提供される通所型サービスで、3か月から6か月までの短期間で行われるものをいう。以下同じ。)

ウ その他生活支援サービス

エ 介護予防ケアマネジメント(次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる介護予防ケアマネジメントにより提供されるものに限る。以下同じ。)

(ア) ケアマネジメントA(介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメントをいう。)

(イ) ケアマネジメントB(介護予防支援を簡略化した介護予防ケアマネジメントをいう。)

(ウ) ケアマネジメントC(サービス利用開始時のみ行う介護予防ケアマネジメントをいう。)

(2) 一般介護予防事業 次に掲げる事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(総合事業の実施方法)

第4条 市長は、総合事業を厚労省通知別記1第2の1(1)ア(エ)①の(a)から(d)

まで（一般介護予防事業にあつては、同①の（a）、（b）又は（d）に限る。）のいずれかにより行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、訪問型サービス（従前相当）及び共生型訪問型サービス、訪問型サービスA、通所型サービス（従前相当）及び共生型通所型サービス、並びに通所型サービスAについては、指定事業者により行うものとする。

（第1号事業の利用手続）

第5条 第1号事業を利用しようとする居宅要支援被保険者等は、基本チェックリスト及び市長が別に定める介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（居宅要支援被保険者にあつては、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書）を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出は、居宅要支援被保険者等に代わつて、当該居宅要支援被保険者等に対して介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターが行うことができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1号事業の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（第1号事業に要する費用の額）

第6条 指定事業者により行われる訪問型サービス若しくは通所型サービス（以下「訪問型サービス等」という。）又は地域包括支援センターにより行われる介護予防ケアマネジメントに要する費用の額は、訪問型サービス等又は介護予防ケアマネジメントの種類に応じ、訪問型サービス等又は介護予防ケアマネジメント単位数表（別表第1）の1から5までに掲げる訪問型サービス等又は介護予防ケアマネジメント単位数表により算定した単位数に10円を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てて計算するものとする。）とする。

（第1号事業支給費の支給）

第7条 市長は、居宅要支援被保険者等が、指定事業者により行われる訪問型サービス等を利用した場合には、当該居宅要支援被保険者等に対し、当該訪問型サービス等に要した費用について、第1号事業支給費を支給する。

- 2 第1号事業支給費の額は、前条の規定により訪問型サービス等の種類ごとに算定された訪問型サービス等に要する費用の額（その額が現に当該訪問型サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に訪問型サービス等に要した費用の額）の100分の90

(法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等(同条第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅介護要支援被保険者等を除く。)である場合にあっては100分の80、同条第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては100分の70)に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てて計算するものとする。)を支給するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、災害その他の特別な事情により訪問型サービス等に要した費用を負担することが困難であると認めるときは、当該訪問型サービス等を利用した居宅要支援被保険者等からの申請により、同項に規定する訪問型サービス等に要する費用の額に相当する額を第1号事業支給費として支給することができる。

4 第1項の場合において、市長は、居宅要支援被保険者等が当該指定事業者を支払うべき訪問型サービス等に要した費用について、第1号事業支給費として当該居宅要支援被保険者等に対し支給すべき額を限度として、当該居宅要支援被保険者等に代わり、当該指定事業者を支払うことができる。

5 前各項に定めるもののほか、第1号事業支給費の支給に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(第1号事業の利用料)

第8条 指定事業者により行われる訪問型サービス等を利用した居宅要支援被保険者等は、当該訪問型サービス等に要した費用の額から前条の規定により支給される額を控除した額を利用料として当該訪問型サービス等を提供した指定事業者を支払うものとする。

2 訪問型サービスB、訪問型サービスD又は通所型サービスB(以下「訪問型サービスB等」という。)を利用した居宅要支援被保険者等は、訪問型サービスB等を提供した団体の定める利用料を当該団体に支払うものとする。

3 訪問型サービスC又は通所型サービスC(以下「訪問型サービスC等」という。)を利用した居宅要支援被保険者等は、訪問型サービスC等利用料(別表第2)に定める訪問型サービスC等の利用料を当該訪問型サービスC等を提供した事業者を支払うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、災害その他の特別な事情により訪問型サービスC等の利用料を負担することが困難であると認めるときは、当該訪問型サービスC等を利用した居宅要支援被保険者等からの申請により、訪問型サービスC等利用料の額を別に定めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、第1号事業の利用料に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(給付管理等)

第9条 居宅要支援被保険者等が指定事業者による訪問型サービス等を利用した場合において、第7条の規定により支給する第1号事業支給費の額の総額は、法第55条第1項の規定の例により算定する合計額を含むものとする。

2 前項の規定による合計額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を基礎として、省令第87条第1項及び第2項の規定により算定した額の100分の90(法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等(同条第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅介護要支援被保険者等を除く。))である場合にあっては100分の80、同条第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては100分の70)に相当する額を超えることができない。

(1) 居宅要支援被保険者 当該居宅要支援被保険者の要支援状態区分に応じて、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省告示第33号。以下「介護予防サービス費等区分支給限度基準額」という。)第2号に定める額

(2) 省令第140条の62の4第2号に該当する者(以下「事業対象者」という。) 介護予防サービス費等区分支給限度基準額第2号イに定める額
(高額介護予防サービス費等相当事業)

第10条 市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業(以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。)を行うものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、高額介護予防サービス費等相当事業の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 山形市訪問型介護予防事業実施要綱（平成18年4月1日施行）及び山形市通所型介護予防事業実施要綱（平成18年4月1日施行）は、廃止する。

(基本報酬に関する特例)

- 3 令和3年9月30日までの間、別表第1の1訪問型サービス（従前相当）及び共生型訪問型サービスの表アの部からウの部まで、2訪問型サービスAの表アの部からウの部まで、3通所型サービス（従前相当）及び共生型通所型サービスの表アの部、4通所型サービスAの表アの部及び5介護予防ケアマネジメントの表アの部からウの部までの規定に規定する単位数は、これらの規定にかかわらず、それぞれ当該規定に規定する数に当該単位数に1,000分の1を乗じて得た値（その値に1未満の端数があるときはその端数を四捨五入した値とし、その値が1未満であるときは1）を加えて得た数とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山形市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、施行日以後の介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）について適用し、施行日前の総合事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の山形市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、施行日以後の介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）について適用し、施行日前の総合事業については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第7条第2項及び第9条第2項の規定は、施行日以後に居宅要支援被保険者等（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下同じ。）が同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者により行われる山形市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3条第1号アに規定する訪問型サービス又は同号イに規定する通所型サービスを利用した場合について適用し、施行日前に当該居宅要支援被保険者等が当該訪問型サービス又は当該通所型サービスを利用した場合については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1の規定は、施行日以後の介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）について適用し、施行日前の総合事業については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1の規定は、施行日以後の介護保険法（平成9年法律第123号）第

115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）について適用し、施行日前の総合事業については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の介護保険法（平成9年法律123号）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）について適用し、施行日前の総合事業については、なお従前の例による。
- 3 令和3年3月31日において現にこの要綱による改正前の山形市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表第1の1訪問型サービス（従前相当）及び共生型訪問型サービスの表カの部（4）及び（5）の項、2訪問型サービスAの表エの部（4）及び（5）の項、3通所型サービス（従前相当）及び共生型通所型サービスの表コの部（4）及び（5）の項並びに4通所型サービスAの表ケの部（4）及び（5）の項に規定する介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（以下「旧介護職員処遇改善加算」という。）に係る届出を行っている事業所であつて介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）別表単位数表の1訪問型サービス費の項のヌ又は2通所型サービス費の項のカに規定する介護職員処遇改善加算に係る届出を行っていないものについては、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例により旧介護職員処遇改善加算を費用の額の算定に加えることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1の規定は、施行日以後の介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）について適用し、施行日前の総合事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山形市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表第1の規定は、施行の日以後の介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）について適用し、同日前の総合事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山形市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表第1の規定は、施行の日以後の介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）について適用し、同日前の総合事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山形市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表第1の規定は、施行の日以後の介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）について適用し、同日前の総合事業については、なお従前の例による。

別表第1（第6条関係）

訪問型サービス等又は介護予防ケアマネジメント単位数表

- 1 訪問型サービス（従前相当）及び共生型訪問型サービス

区分等	単位数（1月につき）
-----	------------

ア	週1回程度の利用	1, 176単位
イ	週2回程度の利用	2, 349単位
ウ	週2回程度を超える利用 (要支援2相当に限る。)	3, 727単位
	高齢者虐待防止措置未実施減算	ア、イ又はウ（以下この表において「所定単位数」という。）について、-100分の1に相当する単位数
	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数について、100分の90に相当する単位数を算定
	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数について、100分の85に相当する単位数を算定
	同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数について、100分の88に相当する単位数を算定
	特別地域加算	所定単位数の100分の15に相当する単位数
	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の100分の10に相当する単位数
	中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供加算	所定単位数の100分の5に相当する単位数
エ	初回加算	200単位
オ	(1) 生活機能向上連携加算 (I)	100単位
	(2) 生活機能向上連携加算 (II)	200単位
カ	(1) 介護職員等処遇改善加算 (I)	アからオまで及びキにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数
	(2) 介護職員等処遇改善加算 (II)	アからオまで及びキにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数
	(3) 介護職員等処遇改善加算 (III)	アからオまで及びキにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算 (IV)	アからオまで及びキにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数
指定居宅介護事業所において障がい者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により共生型訪問型サービスが行われる場合	所定単位数について、100分の70に相当する単位数を算定
指定居宅介護事業所において重度訪問介護従業者養成研修修了者により共生型訪問型サービスが行われる場合	所定単位数について、100分の93に相当する単位数を算定
指定重度訪問介護事業所において共生型訪問型サービスが行われる場合	所定単位数について、100分の93に相当する単位数を算定

区分等		単位数 (1回につき)
キ	口腔連携強化加算	50単位

(注1) 訪問型サービス (従前相当) 及び共生型訪問型サービスに要する費用の額の算定に係る取扱いについては、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準 (令和3年厚生労働省告示第72号) 別表単位数表の1訪問型サービス費の例による。

(注2) 「障がい者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等」とは、指定居宅介護等の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等 (平成18年厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。) 第1条第4号に規定する者その他これに準ずると市長が認める者をいう。

(注3) 「重度訪問介護従業者養成研修修了者」とは、告示第1条第5号に規定する者をいう。

(注4) 「指定居宅介護事業所」とは、指定障がい福祉サービス等基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。

(注5) 「指定重度訪問介護事業所」とは、指定重度訪問介護事業者が当該事業を行う事業所をいう。

2 訪問型サービスA

区分等		単位数（1月につき）
ア	週1回程度の利用	941単位
イ	週2回程度の利用	1,879単位
ウ	週2回程度を超える利用 (要支援2相当に限る。)	2,982単位
高齢者虐待防止措置未実施減算		ア、イ又はウ（以下この表において「所定単位数」という。）について、 -100分の1に相当する単位数
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数について、100分の90に相当する単位数を算定
事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数について、100分の85に相当する単位数を算定
同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数について、100分の88に相当する単位数を算定
特別地域加算		所定単位数の100分の15に相当する単位数
中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の100分の10に相当する単位数
中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供加算		所定単位数の100分の5に相当する単位数
エ	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	アからウまで及びオにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	アからウまで及びオにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算 (IV)	アからウまで及びオにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数
----------------------	---------------------------------------

区分等		単位数 (1回につき)
オ	口腔連携強化加算	50単位

(注) 訪問型サービスAに要する費用の額の算定に係る取扱いについては、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の1訪問型サービス費の例による。

3 通所型サービス (従前相当) 及び共生型通所型サービス

区分等		単位数 (1月につき)
ア	(1) 事業対象者・要支援1 (週1回程度の利用)	1,798単位
	(2) 事業対象者・要支援2 (週2回程度の利用)	3,621単位
高齢者虐待防止措置未実施減算		ア(1)又は(2)(以下この表において「所定単位数」という。)について、 -100分の1に相当する単位数
業務継続計画未策定減算		所定単位数について、-100分の1 に相当する単位数
中山間地域等に居住する利用者への サービス提供加算		所定単位数の100分の5に相当する 単位数
同一建物に係る減算		【ア(1)の場合】-376単位 【ア(2)の場合】-752単位
イ	生活機能向上グループ活動加算	100単位
ウ	若年性認知症利用者受入加算	240単位
エ	栄養アセスメント加算	50単位
オ	栄養改善加算	200単位
カ	(1) 口腔機能向上加算 (I)	150単位

	(2) 口腔機能向上加算 (II)	160 単位
キ	一体的サービス提供加算	480 単位
ク	(1) サービス提供体制強化加算 (I)	【ア (1) の場合】 88 単位 【ア (2) の場合】 176 単位
	(2) サービス提供体制強化加算 (II)	【ア (1) の場合】 72 単位 【ア (2) の場合】 144 単位
	(3) サービス提供体制強化加算 (III)	【ア (1) の場合】 24 単位 【ア (2) の場合】 48 単位
ケ	(1) 生活機能向上連携加算 (I)	100 単位
	(2) 生活機能向上連携加算 (II)	200 単位
コ	科学的介護推進体制加算	40 単位
サ	(1) 介護職員等処遇改善加算 (I)	アからコまで及びシにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数
	(2) 介護職員等処遇改善加算 (II)	アからコまで及びシにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
	(3) 介護職員等処遇改善加算 (III)	アからコまで及びシにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
	(4) 介護職員等処遇改善加算 (IV)	アからコまで及びシにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
	定員超過の場合	所定単位数について、100分の70に相当する単位数を算定
	看護・介護職員が欠員の場合	所定単位数について、100分の70に相当する単位数を算定
	指定生活介護事業所において共生型通所型サービスが行われる場合	所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定

指定自立訓練事業所において共生型通所型サービスが行われる場合	所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定
指定児童発達支援事業所において共生型通所型サービスが行われる場合	所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定
指定放課後等デイサービス事業所において共生型通所型サービスが行われる場合	所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定

区分等		単位数（1回につき）
事業所が送迎を行わない場合		【片道につき】－47単位
シ	（1）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20単位
	（2）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5単位

区分等		単位数（1日につき）
ス	生活相談員配置加算	13単位

（注1）通所型サービス（従前相当）及び共生型通所型サービスに要する費用の額の算定に係る取扱いについては、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の2通所型サービス費の例による。

（注2）「指定生活介護事業所」とは、指定障がい福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。

（注3）「指定自立訓練事業所」とは、指定障がい福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障がい福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。

（注4）「指定児童発達支援事業所」とは、指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。

（注5）「指定放課後等デイサービス事業所」とは、指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。

（注6）生活相談員配置加算は共生型通所型サービスを行う場合のみ算定する。

4 通所型サービスA

区分等		単位数（1月につき）
ア	（１）事業対象者・要支援１ （週１回程度の利用）	【送迎あり】 １，４１９単位 【送迎なし】 １，２５９単位
	（２）事業対象者・要支援２ （週２回程度の利用）	【送迎あり】 ２，８５５単位 【送迎なし】 ２，５３５単位
高齢者虐待防止措置未実施減算		ア（１）又は（２）（以下この表において「所定単位数」という。）について、 －１００分の１に相当する単位数
業務継続計画未策定減算		所定単位数について、－１００分の１ に相当する単位数
中山間地域等に居住する利用者への サービス提供加算		所定単位数の１００分の５に相当する 単位数
イ	生活機能向上グループ活動加算	１００単位
ウ	栄養アセスメント加算	５０単位
エ	栄養改善加算	２００単位
オ	（１）口腔機能向上加算（Ⅰ）	１５０単位
	（２）口腔機能向上加算（Ⅱ）	１６０単位
カ	一体的サービス提供加算	４８０単位
キ	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	【ア（１）の場合】 ２４単位 【ア（２）の場合】 ４８単位
ク	（１）生活機能向上連携加算（Ⅰ）	１００単位
	（２）生活機能向上連携加算（Ⅱ）	２００単位
ケ	科学的介護推進体制加算	４０単位
コ	（１）介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	アからケまで及びサにより算定した単 位数の１０００分の９０に相当する単 位数
	（２）介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	アからケまで及びサにより算定した単 位数の１０００分の８０に相当する単 位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	アからケまで及びサにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
定員超過の場合	所定単位数について、100分の70に相当する単位数を算定
看護・介護職員が欠員の場合	所定単位数について、100分の70に相当する単位数を算定

区分等		単位数(1回につき)
サ	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20単位
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5単位

(注) 通所型サービスAに要する費用の額の算定に係る取扱いについては、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の2通所型サービス費の例による。

5 介護予防ケアマネジメント

区分等		単位数(1月につき)
ア	ケアマネジメントA	442単位
イ	ケアマネジメントB	221単位
ウ	ケアマネジメントC	442単位
初回加算		300単位
委託連携加算		300単位
高齢者虐待防止未実施減算		-4単位
業務継続計画未策定減算		-4単位

(注) 初回加算及び委託連携加算については、ケアマネジメントA又はケアマネジメントBを行う場合のみ算定し、その額の算定に係る取扱いについては、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の2通所型サービス費の例による。

別表第2（第8条関係）

訪問型サービスC等利用料

1 訪問型サービスC

区分等	利用料（1回につき）
運動改善プログラム	600円
栄養改善プログラム	500円

2 通所型サービスC

区分等	利用料
運動改善プログラム（月4回まで） （利用開始月及び利用終了月を除く。）	1月につき2,000円
運動改善プログラム （利用開始月及び利用終了月に限る。）	1回につき500円
運動改善プログラム（月5回目以降）	1回につき500円